

「授業料の納付を怠り、督促してもなお納入しない者」に対する、退学を命ずる時期等に
係わる申し合わせ

平成15年1月20日
学生生活委員会承認
(農学部教授会承認。H15.2.13)
(工学部教授会承認。H15.2.10)

連合農学研究科
委員会承認。 H15.3.3

生物システム応用科学研究科
教授会承認。 H15.2.12

本学学則第25条第3項第3号の規定に基づき「授業料の納付を怠り、督促してもなお納入しない者」に対する、退学を命ずる時期等の取扱いについては次のとおりとする。

- (1) 授業料を「2期分」滞納した者について、当該期間の末日をもって退学を命ずる。
- (2) 上記(1)に係わる取扱いについては、東京農工大学債権管理事務取扱要項第6項に基づき、督促(掲示督促及び保証人督促)を行い、併せて2期目の期間内の6月20日又は12月20日現在納入されていない者については、事務において名簿を作成し、当該学部学科等の学生生活委員会委員等に周知する。当該学科等においては教育的対応として修学状況等を把握のうえ、本人及び保証人に対して確認を行う。また、期間内に納入しない場合は、退学を命ずる処置を受ける旨の周知をする。
- (3) この申し合わせは、平成15年4月1日現在在学している者から適用する。
ただし、平成15年度前期に関しては、授業料を「3期分」滞納した者についても、平成15年9月30日付けをもって退学を命ずる。